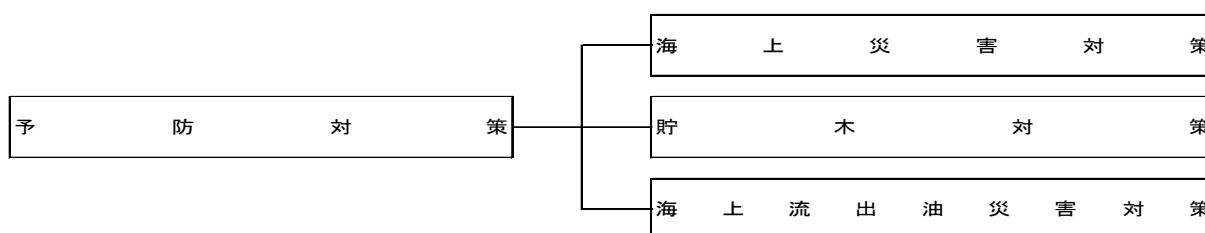

第 4 部 特殊災害

第1章 海上災害等対策

船舶の衝突、乗揚、転覆、火災、爆発、浸水、機関故障等の海難の発生による多数の遭難者、行方不明者、死傷者の発生、貯木場の貯木の流出又は危険物等の大量流出等による著しい海洋汚染、火災、爆発等の発生といった海上災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策

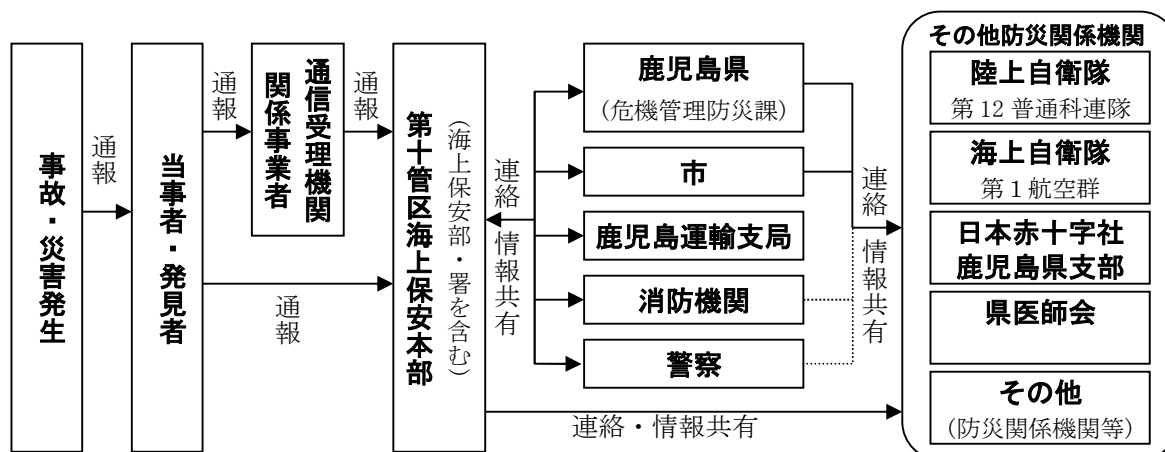


第1 海上災害対策

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。災害発生時の情報連絡体制は、おおむね次のとおりである。

図 災害発生時の情報連絡体制



- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第2部第2章第2節 通信・広報体制（機器等）の整備」参照

2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

「第2部第2章第1節 防災組織の整備」参照

3 防災資機材の整備

大規模な海難等の事故が発生した場合に、捜索、救助・救急活動を迅速かつ的確に実施するため、防災資機材の整備に努める。

4 医療活動体制の整備

「第2部第2章第9節医療体制の整備」参照

5 緊急輸送活動の整備

「第2部第2章第7節交通確保体制の整備」参照

6 防災訓練の実施

- (1) 海上保安部、消防及び警察は、大規模海難や危険物等の大量流出を想定し、より実践的な訓練を実施する。
- (2) 海上保安部等国の機関、消防及び警察等をはじめとする県及び市、その他の防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施する。
- (3) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第2 貯木対策

台風、高潮、津波等により沿岸貯木場等からの流木等により災害の発生が予想される場合、貯木の流出防止と除去措置を講じる。

第3 海上流出油災害対策

1 災害情報の収集・連絡体制の整備

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

（「第2部第2章第2節 通信・広報体制（機器等）の整備」参照）

2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

（「第2部第2章第1節 防災組織の整備」参照）

3 防災資機材の整備

大量の流出に備え、資機材の整備に努める。

また、災害時に必要な資機材の把握、要請、輸送、管理等について関係機関で十分協議し、資機材を保有する機関や事業者からの調達が円滑に行える体制を整備する。

4 医療活動体制の整備

「第2部第2章第9節医療体制の整備」参照

5 緊急輸送活動の整備

「第2部第2章第7節交通確保体制の整備」参照

6 防災訓練の実施・連絡会議の設置

(1) 防災訓練

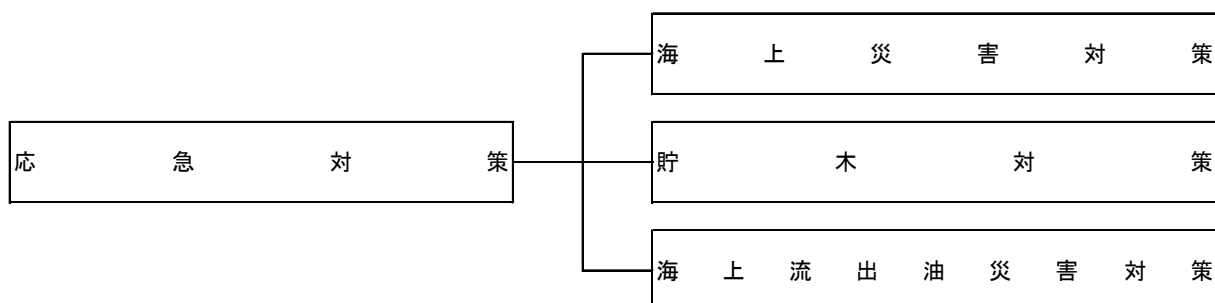
関係機関は、協力して、流出油災害を想定した訓練を原則として毎年1回以上行うものとする。

(2) 連絡会議の設置

関係機関は、本計画の円滑な推進を図るため、原則として毎年10月1日に連絡会議を開催する。

なお、防災資機材及び沿岸施設等の現況を相互に確認するとともに、災害の予防対策についても協議する。

第2節 応急対策



第1 海上災害対策

1 被害情報等の連絡

市は、市域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

2 活動体制の確立

(1) 関係事業者の活動体制

関係事業者は、発災後速やかに、職員の非常参集、情報収集連絡体制の確立、対策本部設置等必要な体制を整える。

(2) 県の活動体制

県は、海上災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、搜索、救助・救急、医療活動などの応急対策を実施する必要が認められる場合は、総括危機管理監を本部長とする災害警戒本部を設置し、被害情報の収集及び関係機関との連絡調整を行う。

また、大規模な海上災害により多数の負傷者を伴う重大な災害が発生し、又は発生するおそれがあると認められるときは、災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

(3) 市及びその他の防災関係機関の活動体制

市、消防機関など防災関係機関は、災害の状況・規模に応じ、又は県の体制などを踏まえ、災害応急対策のため必要な体制を確立する。

3 実施事項

各機関の災害発生時の応急対策等の実施事項は、次のとおりとする。

機関名	実施事項
県	(1) 被害情報収集及び関係機関への連絡通報 (2) 関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (3) 被害状況のとりまとめ及び消防庁への報告 (4) 自衛隊、他の市町村、消防機関への応援要請 (5) 応急対策物資のあっせん、調達、輸送の協力 (6) 報道機関への対応

機関名	実施事項
	(7) 現地連絡調整所の設置及び運営 (8) その他の災害応急対策
第十管区海上保安本部	(1) 災害発生の状況把握及び関係機関への情報伝達 (2) 警戒区域設定、警戒警備 (3) 海上交通安全の確保 (4) 捜索活動及び救出救助活動 (5) 海上における負傷者のトリアージ、応急処置、搬送順位の決定 (6) 消火活動 (7) 被災船舶への人員、物資の緊急輸送 (8) 避難誘導 (9) 被災船舶乗船者の遺体の収容、見分等 (10) 報道機関への対応 (11) 現地連絡調整所の設置及び運営 (12) その他の災害応急対策
市	(1) 被害情報収集及び関係機関への連絡通報 (2) 他の市町村、消防機関への応援要請 (3) 応急対策物資のあっせん、調達、輸送の協力 (4) 一時避難所の設置及び運営 (5) 遺体一時収容所の設置 (7) 無傷者、軽傷者の接遇 (8) 乗船者の家族、関係者への連絡、対応 (9) 報道機関への対応 (10) 調整所の設置及び運営 (11) 災害応急対策
関係消防機関 (消防団を含む)	(1) 活動 (2) トリアージ、応急処置、搬送順位の決定 (3) 消火活動 (4) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (5) その他の災害応急対策
医師会	(1) 医療救護班の編成 (2) 救出救助活動 (3) 負傷者のトリアージ、応急処置、必要な医療処置、搬送順位の決定 (4) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (5) その他の災害応急対策
県警察	(1) 警察用航空機等による被害情報収集 (2) 捜索活動及び救出救助活動 (3) 避難誘導 (4) 遺体の検視、見分等 (5) 交通規制、群衆整理

機関名	実施事項
	(6) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (7) その他の災害応急対策
日本赤十字社 鹿児島県支部	(1) 海上災害応急対策の実施（医療救護） (2) 医療資機材・医薬品の確保、医療救護班の派遣 (3) 医師によるトリアージ (4) 感染防止 (5) 広報等 (6) 調整所における調整事項の実施 (7) その他の災害応急対策
九州運輸局 鹿児島運輸支 局	(1) 海上災害応急対策の実施（船舶・自動車運行事業者に対する救援要請等） (2) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (3) その他の災害応急対策
自衛隊	県又は第十管区海上保安本部による災害派遣要請に基づく活動 (1) 海上災害応急対策の実施（被災者の救助・輸送等） (2) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (3) その他の災害応急対策
関係事業者	(1) 第十管区海上保安本部への事故発生の通報 (2) 乗船者（氏名、連絡先等）の把握 (3) 救出救助活動 (4) 消火救難活動に必要な被災船舶の情報の提供 (5) 避難誘導 (6) 無傷者、軽傷者の接遇 (7) 乗船者の家族、関係者への連絡、対応 (8) 報道機関への対応 (9) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (10) その他の災害応急対策
その他の関係 機関・団体	(1) 海上災害応急対策の実施 (2) 現地連絡調整所への連絡員の派遣 (3) その他の災害応急対策

4 現地連絡調整所

大規模な海上災害により多数の負傷者を伴う重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、以下のとおり現地連絡調整所を設置する。

(1) 目的

現地で活動する防災関係機関が、直接情報を共有・調整し、災害対策をより迅速かつ効果的に行うことを目的とする。

(2) 設置

災害の規模等を踏まえ、県、市及び第十管区海上保安本部の協議により設置する。

(3) 設置場所

現地連絡調整所の設置場所は、原則として迅速に設置できる場所であつ現場活動の一体

性を考慮して、消防機関の現場指揮本部の付近等で、安全を確保できる場所とする。

(4) 参加機関

現地連絡調整所に参加する機関は、概ね以下のとおりとする。

- ア 県
- イ 市
- ウ 第十管区海上保安本部
- エ 関係事業者
- オ 消防機関
- カ 県警察
- キ 日本赤十字社鹿児島県支部
- ク 県・市郡医師会
- ケ 九州運輸局鹿児島運輸支局
- コ 自衛隊
- サ その他関係機関・団体

(5) 関係機関への連絡員派遣要請

県、市及び第十管区海上保安本部は、現地連絡調整所の設置を決定した場合は、4、(4)の参加機関のうち、必要な機関に連絡員の派遣を要請する。

なお、連絡員の派遣が困難な機関については、常時連絡が取れる体制を保持するものとする。

(6) 連絡・調整事項

現地連絡調整所では、以下の事項について、連絡・調整を行う。

- ア 災害及び負傷者の状況把握
- イ 各機関の応急対策実施状況及び準備態勢等
- ウ 海上警戒区域設定等の海上安全対策
- エ 現地の統制及び周辺の立入規制、交通規制
- オ 海上における負傷者の救急・救護
- カ 負傷者の陸上搬送先及び被災船舶の入港港湾
- キ 海上における負傷者の搬送
- ク 応急救護所の設置・運営
- ケ 負傷者の医療機関への搬送
- コ 乗船者の一時避難場所
- サ 家族等への対応
- シ 遺体の搬送及び安置所等
- ス 各機関が発表する広報内容の確認等
- セ その他、応急対策を実施する上で調整を必要とする事項

(7) 運営方法

- ア 現地連絡調整所は、県、市及び第十管区海上保安本部が運営責任者となり運営する。
- イ 各機関は、連絡員を通じ、情報を提供し、現地連絡調整所において各機関との情報の共有を図る。
- ウ 随時又は定期的に開催する連絡調整会議において、各機関の実施する活動の確認及び調整を行い、議事の進行は、原則として県が担当する。

(8) 資機材

県、市及び第十管区海上保安本部は、関係機関の協力を得ながら、現地連絡調整所に、

以下の資機材を基本として準備する。

- ・テント、机、ホワイトボード、現地連絡調整所表示旗、地図（現場見取り図）、カメラ、トランジスタメガホン、時系列記録表、用紙、発電機、パソコン、プリンター、筆記具その他必要物品

(9) 廃止

大規模な海上災害の発生の危険性がなくなった場合、あるいは発生した災害が沈静化し、現地における応急対策（特に人命に係わる事項）を連携して行う必要性がなくなった場合に、県、市及び第十管区海上保安本部の協議により廃止する。

(10) 海上災害以外の大規模な特殊災害への準用

現地連絡調整所の規程は、海上災害以外の大規模な特殊災害の場合について準用する。

5 搜索・救助救急活動

- (1) 船舶の事故が発生したときは、第十管区海上保安本部、消防、警察等は、船舶及び航空機など多様な手段を活用し、相互に連携して搜索を実施するものとする。
- (2) 関係事業者は、救助・救急活動を行うほか、被害状況の早急な把握に努めるとともに、救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するものとする。

6 消火活動

(1) 第十管区海上保安本部等による消火活動

ア 第十管区海上保安本部又は消防機関は、船舶の火災を知った場合は、相互に直ちにその旨を通報する。

イ 関係事業者、防災組織等は、速やかに火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

ウ 第十管区海上保安本部は、速やかに火災発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

(2) 消防機関による消火活動

ア 消防機関は、速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行う。

イ 発生現場以外の市町村は、発生現場の市からの要請又は相互応援協定に基づき、消防機関による応援の迅速かつ円滑な実施に努める。

7 広域的な応援体制

「第3部第1章第4節広域応援体制」参照

第2 貯木対策

1 貯木対策の実施責任者等

(1) 実施責任者

災害発生予想時の危険な貯木に対する保安、除去及び制限等の災害対策は、各貯木施設等の管理者及び市長が、貯木の所有者、関係者に対し必要な措置の実施を指示して行う。

各貯木別の対策実施者は、次のとおりである。

貯木種別	対策実施者
ア 港湾内の貯木	各港湾管理者（知事、市長）
イ アの貯木及びその他の貯木施設の貯木（必要な事前措置の指導）	市長

(2) 災害の危険が予想される貯木場の所在、貯木能力及び所有資機材

ア 港湾

常時貯木を行っている県内各港湾の野積場

2 災害防止の方法

(1) 港湾における貯木の災害防災策

常時、貯木しているような港湾等の野積場で、その周辺の状況から流木による被災の危険が予想される港では、次のような方法により災害防止を図る。

ア 港湾の管理者は、台風時期には、港湾の野積場における木材の貯木を、台風襲来直前の貯木搬出の所要時間を考慮して、著しい貯木のないよう貯木場を制限するとともに、木材所有者に対し、貯木が滞貨しないよう指導する。

イ 港湾の管理者は、台風時期にはそれぞれの所管にかかる港湾の野積場等の搬出に長時間を要する大型木材の貯木を制限又は禁止する措置を講ずる。

ウ 大型台風が接近し、高潮、波浪により貯木が流出し、船舶及び家屋その他建造物に災害の発生が予想される場合は、港湾の管理者又は市長は、野積場の貯木を搬出する所要時間を考慮して、台風が来襲する以前の適当なときに、貯木の木材所有者に対し、貯木を安全な場所に搬出するよう指示する。

エ 港湾の野積場における貯木を全部搬出する以前に台風が接近し、高潮、波浪等による貯木の流出が目前にせまったときは、港湾の管理者又は市長は、貯木の木材所有者に対し貯木が流出しないような措置を講ずるよう指示する。

オ 貯木の流出による被害の危険が予想される港における具体的な計画は、市地域防災計画に定める。

(2) その他の貯木施設の災害防止策

(1)以外の貯木施設に対する災害防止は、災害防止の実施責任者である市長が、貯木施設の状況に応じて定める。

第3 海上流出油災害対策

1 活動体制の確立

市においては、市及び関係市町村、関係漁業協同組合、関係消防機関、県機関など災害対策のための必要な組織を確立する。

2 実施事項

各関係機関の実施事項は、以下のとおりである。

関係機関	実施事項
第十管区 海上保安本部	(1) 第十管区海上保安本部（管内事務所及び巡視艇を含む）への通報 (2) 油汚染状況の調査・確認 (3) 油汚染発生情報の通報 (4) 油防除措置義務者に対する措置 (5) 緊急的油防除措置 (6) 関係行政機関等に対する油防除措置の要請 (7) 海上交通安全の確保及び危険防止措置
鹿児島地方気象台	(1) 現場付近に関わる気象情報 （海上風、波浪等に関わる予報や警報等の迅速な提供）
九州運輸局 鹿児島運輸支局	(1) 海上輸送の調査及び指導 (2) 船舶運航業者に対する航海の要請 (3) 関係機関と輸送荷役機関との連絡調整
自衛隊 （陸上自衛隊第12普通科連隊、海上自衛隊第1航空群）	(1) 流出油状況の調査 (2) 遭難者の救護 (3) 避難者の救出、救護 (4) 沿岸住民及び付近船舶の避難に必要な支援 (5) 流出油の回収及び処理剤の散布による油の処理 (6) 人員・物資の輸送等
鹿児島県	(1) 沿岸市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 (2) 回収油の処分の連絡調整 (3) 漂着油の回収状況の把握 (4) 漁業被害等の取りまとめ (5) 応急対策物資のあっせん、調達・輸送の協力 (6) 応援要請、その他の応急措置 (7) その他海上保安部の行う応急対策への協力
大隅曾於地区 消防組合	(1) 救出救助活動 (2) 負傷者のトリアージ、応急処置、搬送順位の決定 (3) ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止 (4) 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止 (5) その他災害応急対策
県警察	「第3部第1章第8節災害警備体制」によるほか、次の事項 (1) 警察用船舶による油などの流出海面のパトロール、他船舶又は陸上からの火気、可燃物の投棄等危険行為の警戒取締り (2) 危険防止又は住民の不安を軽減するための広報活動
市	(1) 漂着油の状況把握 (2) 沿岸住民に対する災害情報の周知、広報 (3) 沿岸住民に対する火気使用の制限、危険防止のための措置 (4) 沿岸及び地先海面の警戒

関係機関	実施事項
	(5) 沿岸住民に対する避難の指示又は勧告 (6) ふ頭又は岸壁にけい留中の船舶の火災の消火活動及び延焼防止 (7) 沿岸地域の火災の消火活動及び延焼防止 (8) 漂着油の除去措置 (9) 回収した油の処分 (10) 海上保安部等関係機関からの要請に対する流出油防除資機材等の協力 (11) その他海上保安部の行う応急対策への協力
日本赤十字社 鹿児島県支部	(1) 救護班を派遣して行う医療救護、及びその他の業務
県・市社会福祉協議会	(1) ボランティアの受付・登録及び健康上の配慮の周知 (2) ボランティア活動に関する関係機関団体との連絡調整
鹿児島湾・志布志湾排出油等防除協議会	(1) 流出油情報の関係機関への伝達 (2) 防災資機材のあっせん及び流出油の防除等、事故発生企業への協力 (3) 流出油の防除、消火作業に関する技術的事項の調査
事故関係企業	(1) 第十管区海上保安本部（管内事務所（分室含む）及び巡視船艇を含む）への通報 (2) 遭難船舶乗組員の人命救助 (3) 遭難船舶の破損個所の修理、積荷油等の他の油槽又は船舶への移し替え、流出防止作業、消火作業及び安全海域への移動等 (4) オイルフェンスの展張等による拡散防止、流出油の回収及び油処理剤の散布による油の処理 (5) 災資機材の調達及び輸送
関係漁協、その他の関係機関、団体	自ら防災対策を講ずるとともに、他の機関から協力を求められた場合及び状況により必要と認めた場合は、海上保安部署、その他関係機関の応急対策に協力する。

3 被害情報等の連絡

市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

4 広域的な応援体制

「第3部第1章第4節広域応援体制」参照

5 沿岸住民への周知

(1) 一般船舶への周知

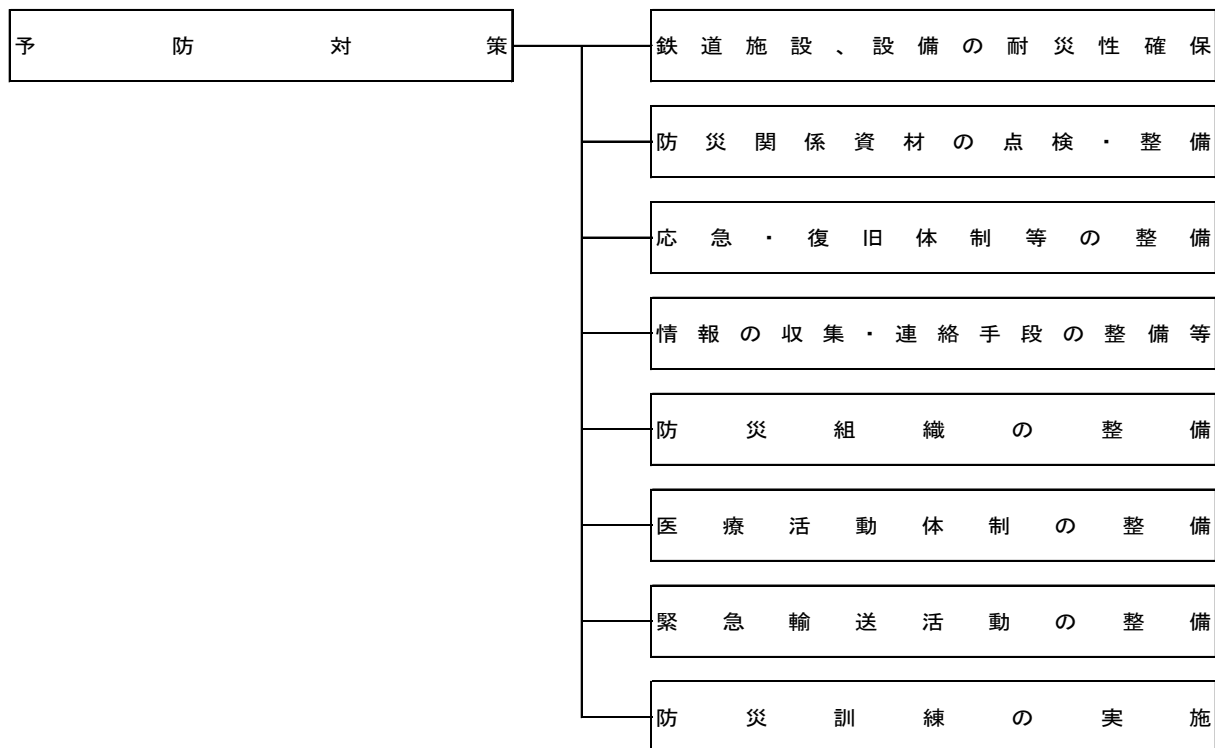
防災関係機関は、災害が発生し、又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、一般船舶に対し巡視船舶等の拡声器による放送、無線通信及び船舶電話等の手段により周知に努めるものとする。

(2) 沿岸住民等への周知

防災関係機関は、災害が発生し、沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合、人心の安定と施設の安全措置を図るため、防災行政無線、広報車等の手段により周知に努めるものとする。

第2章 鉄道事故対策

列車の衝突等による多数の死傷者の発生といった大規模な鉄道災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。



第1節 予防対策

第1 鉄道施設、設備の耐災性確保

鉄道施設は、災害に際して、乗客の安全確保を図るとともに、被災者や救援物資の輸送手段の役割を果たすことになるため、従来から災害に強い施設構造として整備されている。風水害等の災害に際して鉄道施設の被害が生じる場合、著しい活動障害となる事が想定されるため、鉄道施設の構造物の設計は、「鉄道構造物等設計標準」等により鉄道施設の耐災性（不燃化、耐水性、堅牢化等）を推進する。

第2 防災関係資材の点検・整備

救援用品を常に整備し、完全な状態の確保に努める。また、救援用品の使用を終わったとき、これを点検してき損器具の修理、消耗品の手配をしておく。

第3 応急・復旧体制等の整備

1 応急・復旧体制等の整備

運転事故や災害等により、列車の運転に直接支障を生じる事態、もしくは救援を要する事態（以下「事故」という。）が発生した場合の復旧、又は発生する恐れがある場合の応急処理については、「運転取扱実施基準」、「運転事故並びに災害応急処理標準」及び「防災業務実施計画」による。

2 避難誘導體制の整備

事故発生時、駅長等が、コンコース、改札口等旅客の見やすい箇所に旅客誘導上必要な情報の内容を掲示するとともに、随時放送を行い情報の周知徹底を図る体制の整備に努める。

また、乗務員が、乗客に速やかに不通の状況、その列車の運行状況、接続関係等について詳しく案内するとともに、状況に応じて適切な誘導が行える体制の整備に努める。

第4 情報の収集・連絡手段の整備等

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
「第2章第2節通信・広報体制（機器等）の整備」参照

第5 防災組織の整備

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備
「第2章第1節防災組織の整備」参照

第6 医療活動体制の整備

「第2部第2章第9節医療体制の整備」参照

第7 緊急輸送活動の整備

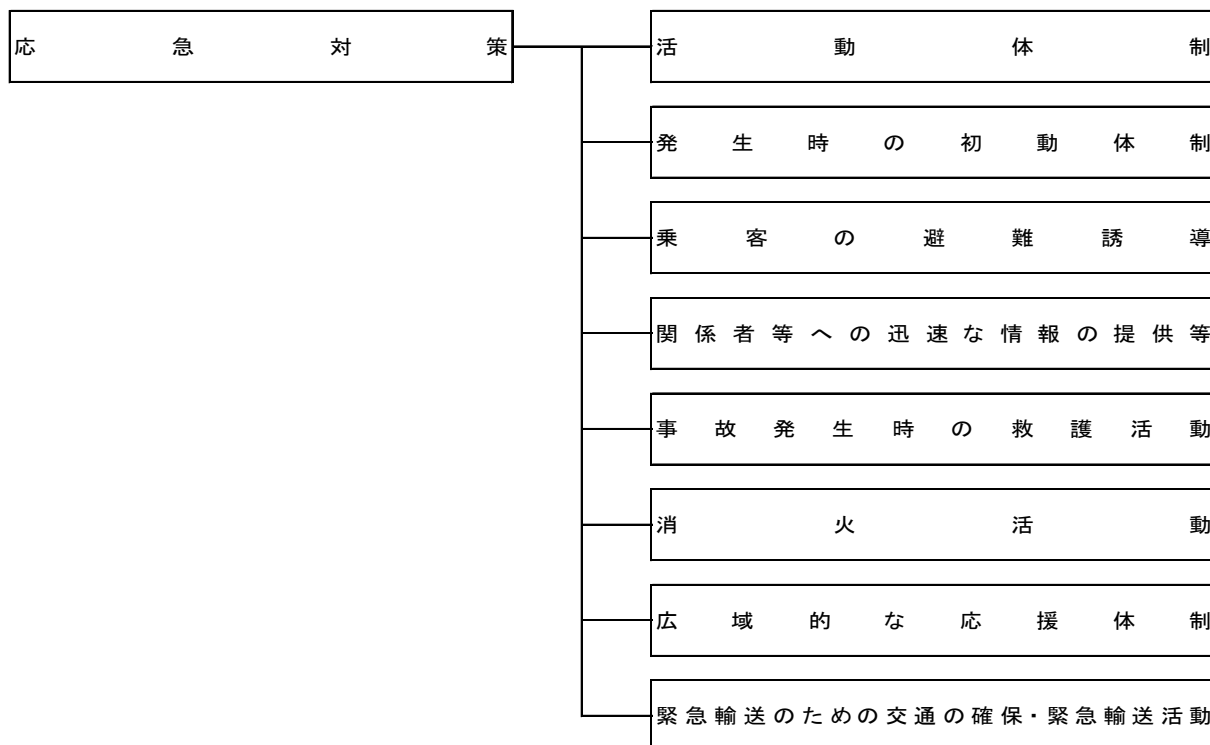
「第2部第2章第7節交通確保体制の整備」参照

第8 防災訓練の実施

- 1 鉄軌道事業者は、事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに、警察、消防をはじめとする県及び市の防災訓練に積極的に参加するものとする。

- 2 鉄軌道事業者と防災関係機関は、相互に連携した訓練を実施するものとする。
- 3 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じて体制等の改善を行う。

第2節 応急対策



第1 活動体制

1 復旧現場本部等の設置

事故が発生した場合、旅客及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、鉄軌道事業者は、必要に応じて復旧現場本部等を設置する。

また、県内において大規模な鉄道事故等により、重大な災害が発生した場合は、県は災害対策本部を設置し、総合的な災害応急対策を実施する。

2 通信連絡体制

事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話を利用するとともに消防、警察、鹿児島県等関係機関との連絡を密にする。

3 被害情報等の報告

(1) 鉄道事業者

大規模な鉄道災害が発生した場合、速やかに国、県、消防及び警察に事故の状況、被害の状況等を連絡するものとする。

(2) 県

ア 県は、九州旅客鉄道株式会社等から受けた情報を市、防災関係機関へ連絡する。

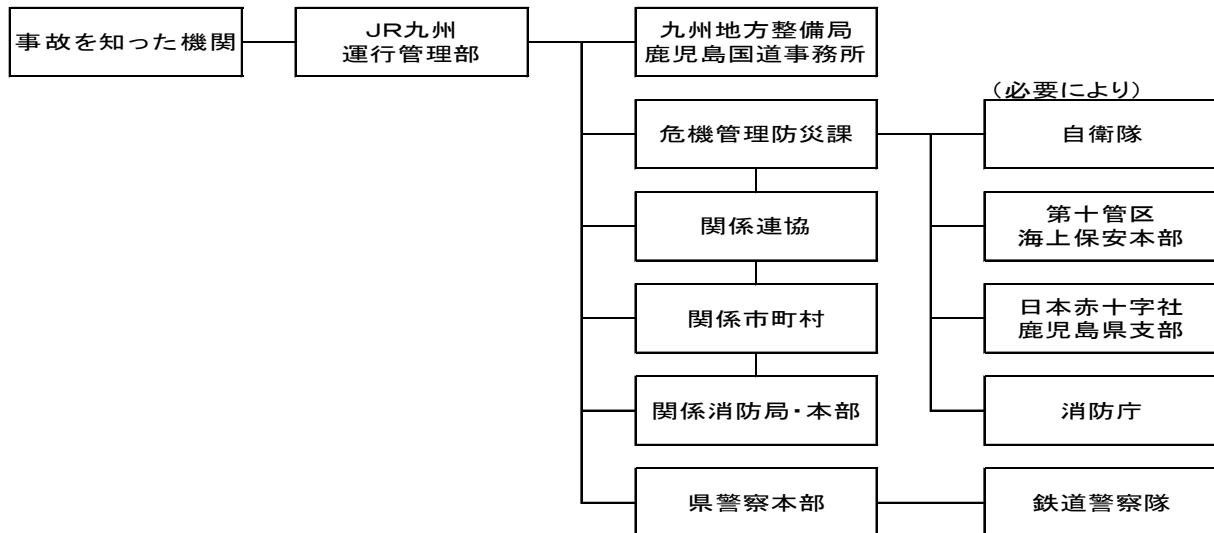
イ 県は、市町村等から人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに、必要に応じ関係省庁に連絡する。

また、警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(3) 市

市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

事故通報連絡図



第2 発生時の初動体制

1 運転規制

事故が発生した場合は、運転取扱実施基準等に基づき、必要に応じて速度規制又は、運転中止の手配をとり、輸送の安全を確保する。

2 乗務員の対応

- (1) 運転中に、列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させる。
- (2) 列車を停止させた場合、輸送指令等と連絡を取り、その指示を受ける。

3 その他の措置

- (1) 旅客誘導のための案内放送
- (2) 駅員の手配配置
- (3) 救出、救護
- (4) 出火防止
- (5) 防災機器の操作

第3 乗客の避難誘導

1 駅における避難誘導

- (1) 駅長は、係員を指揮してあらかじめ定めた臨時避難場所に混乱の生じないように誘導し避難させる。

- (2) 旅客を臨時避難場所に誘導した後、市があらかじめ定めた避難場所の位置、事故に関する情報等を旅客に伝達し、秩序維持に協力する。

2 列車乗務員が行う旅客の避難誘導

- (1) 列車が駅に停車している場合は、指令等の指示による。
- (2) 列車が駅間の途中で停止した場合は、原則として乗客は降車させない。
- (3) 火災その他によりやむを得ず乗客を降車させる場合は次による。
 - ア 地形その他を考慮し、適切な誘導案内を行い、旅客を降車させる。
 - イ 特に女性に注意し、他の旅客に協力を要請して安全に降車させる。
 - ウ 隣接線路を歩行することは危険であることを放送等により徹底し、併発事故の防止を図る。

第4 関係者等への迅速な情報の提供等

鉄軌道事業者は、事故災害及び復旧に係る情報を提供する。

また、鉄軌道事業者は、鉄道の運行状況について、情報提供を行うものとする。

第5 事故発生時の救護活動

事故発生時には、駅社員、乗務員等が救急救護活動に当たるとともに、対策本部、復旧現場本部にお客様対応班を編成し、救護活動に当たる。

第6 消火活動

- 1 鉄軌道事業者は、事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに、消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。
- 2 消防機関は、速やかに火災の状況を把握するとともに、迅速に消火活動を行うものとする。

第7 広域的な応援体制

「第3部第1章第4節広域応援体制」参照

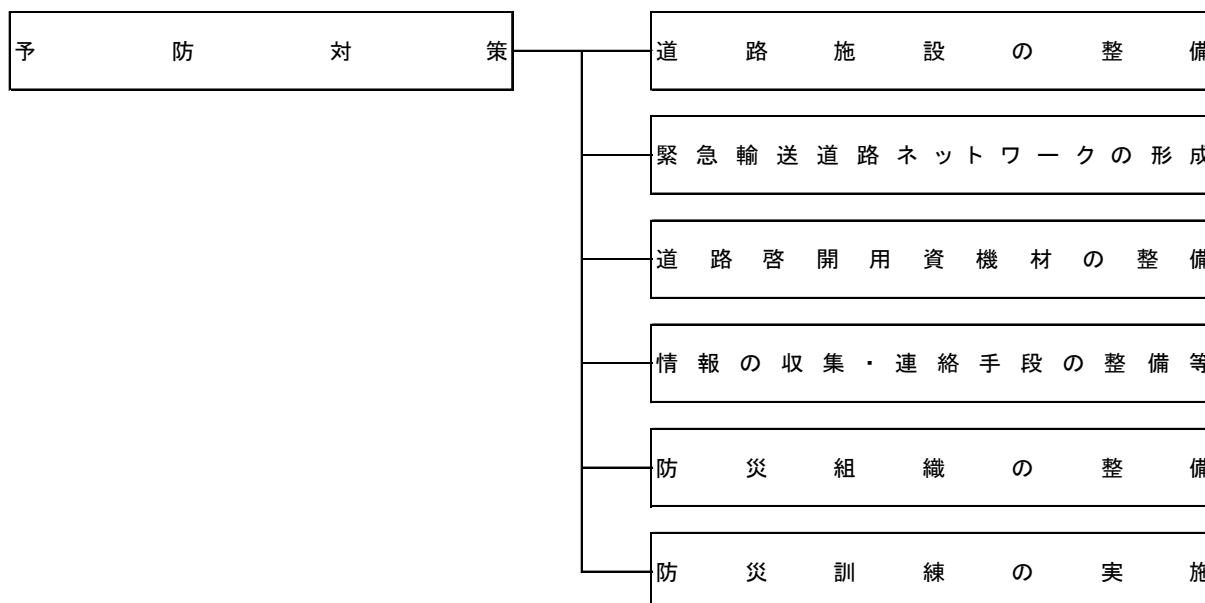
第8 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「第3部第2章第10節緊急輸送」参照。

第3章 道路事故対策

道路建造物の被災等による多数の死傷者の発生などの大規模な道路災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策



第1 道路施設の整備

道路は、災害時の消防、救出、避難、医療、救援活動の際、重要な交通手段・輸送経路の役割を果たすことになるため、国、県、市等の各道路管理者は、既存道路施設等の安全化を基本に、以下の防災、耐震対策等に努める。

1 所管道路の防災対策工事

道路機能を確保するため、所管道路については、道路防災総点検等に基づき、対策が必要な箇所について、法面の補強等の防災対策工事を実施する。

2 所管道路の橋梁の耐震補強

緊急輸送道路等としての機能を確保するため、大規模な地震時でも軽微な損傷に留まり、速やかな機能回復が可能となる耐震補強を実施する。

3 道路冠水危険箇所の周知等

アンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、道路冠水危険箇所の周知を行うとともに、標識、情報板、排水ポンプ等の点検及び補修等を推進する。

4 道路施設の老朽化対策

道路機能を確保するため、老朽化した道路施設について、長寿命化計画の作成・実施等により、その適確な維持管理に努める。

第2 緊急輸送道路ネットワークの形成

風水害等の災害時に、救助、救急、医療、消防活動に要する人員や、救援物資等の輸送活動を円滑かつ確実に実施するため、道路はネットワークとして機能することが重要である。

このため、道路管理者においては、防災拠点間（又は、防災拠点へのアクセス道路）について、多重化、代替性を考慮した緊急輸送道路ネットワークを形成し、これらの道路の拡幅、バイパスの整備等、防災対策を推進する。

第3 道路啓開用資機材の整備

道路管理者は、事故車両、倒壊物、落下物等を排除して、災害時の緊急輸送路としての機能を確保できるよう、レッカー車、クレーン車、工作車等の道路啓開用資機材の確保の体制整備を図る。

第4 情報の収集・連絡手段の整備等

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
「第2部第2章第2節通信・広報体制の整備」参照

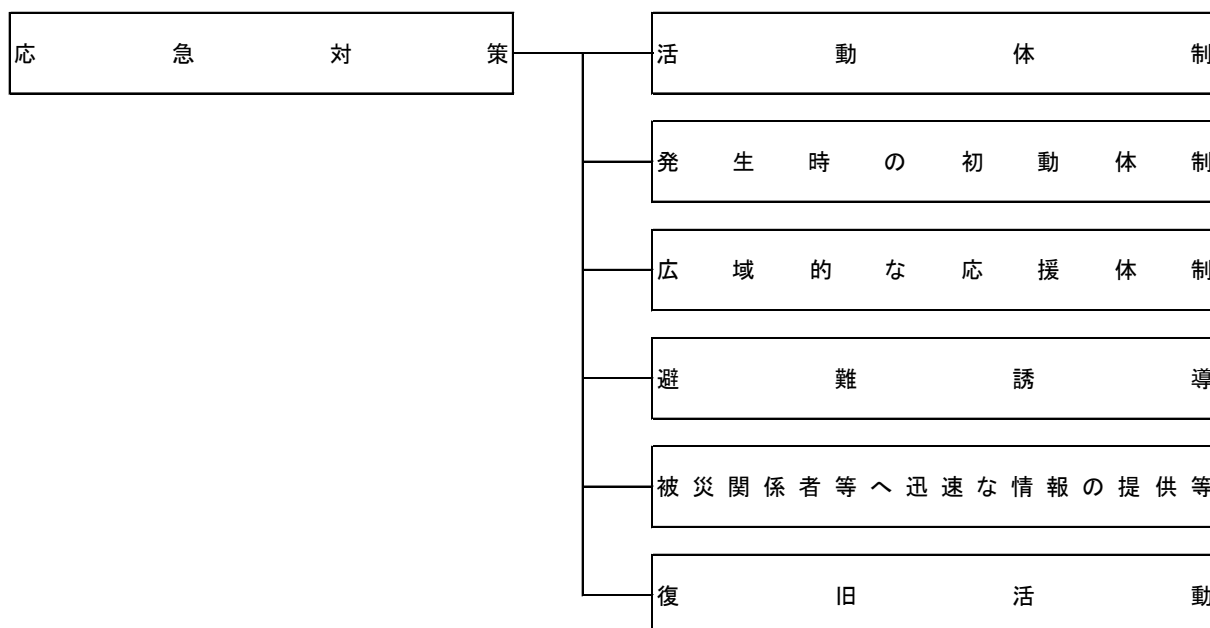
第5 防災組織の整備

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備
「第2部第2章第1節防災組織の整備」参照

第6 防災訓練の実施

- 1 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- 2 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策



第1 活動体制

1 事故災害復旧対策本部等の設置

大規模なトンネル火災事故等が発生した場合、道路管理者は、人命及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため、必要に応じて事故災害復旧対策本部等を設置する。

2 通信連絡体制

各道路管理者は、事故情報及び応急措置の連絡指示並びに被害状況の収集等の通信連絡体制を整えるとともに、消防、警察関係機関との連絡を密にする。

3 被害情報等の報告

(1) 道路管理者

大規模な道路災害が発生した場合、速やかに国、県、消防及び警察に事故の状況、被害の状況等を連絡する。

(2) 県

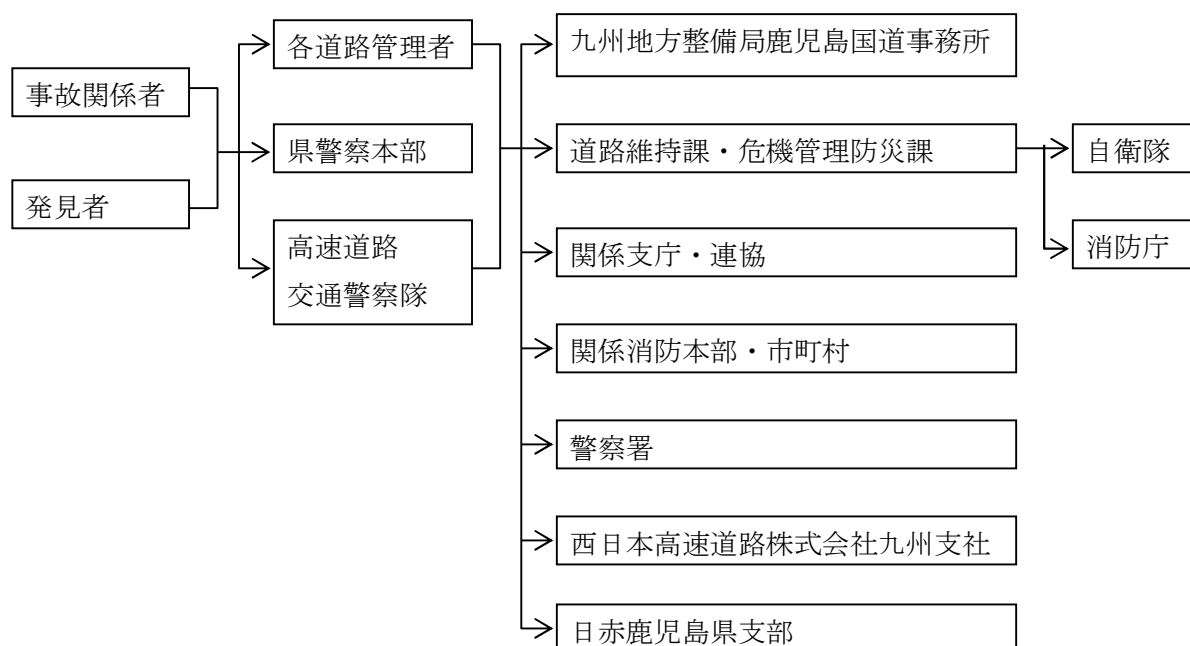
ア 県は、道路管理者等から受けた情報を関係市町村、防災関係機関へ連絡する。

イ 県は、市から人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの情報を直ちに消防庁に報告するとともに必要に応じ関係省庁に連絡する。また、警察は、被害に関する情報を把握し、これを警察庁に連絡する。

(3) 市

市は、当該区域内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

事故通報連絡図



第2 発生時の初動体制

1 救助・救急

道路管理者は、事故が発生した場合は、人命の救助・救急を最優先とし、消防、警察等関係機関と連携を密にし、人命の救助・救急活動を支援する。

2 交通規制

道路管理者は、事故が発生した場合は、二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うために、必要に応じて交通規制を行う。

また、道路管理者は、道路の交通規制の措置を講じた場合には、関係機関や道路交通情報センターに連絡し、一般住民等への情報提供を行うとともに迂回路等の案内表示を行い交通障害の解消に努める

(交通規制については「第3部第2章第8節交通確保・規制」参照)

第3 広域的な応援体制

「第3部第1章第4節広域応援体制」参照

第4 避難誘導

道路管理者は、事故が発生した場合は二次災害の防止及び施設の安全確保と輸送の確保を行うため消防、警察等関係機関との連携を密にし、歩行者、運転者等の避難誘導を行う。

第5 被災関係者等へ迅速な情報の提供等

道路管理者は、被災者の家族等に対して事故災害及び救出作業に係る情報を可能な限り提供する。

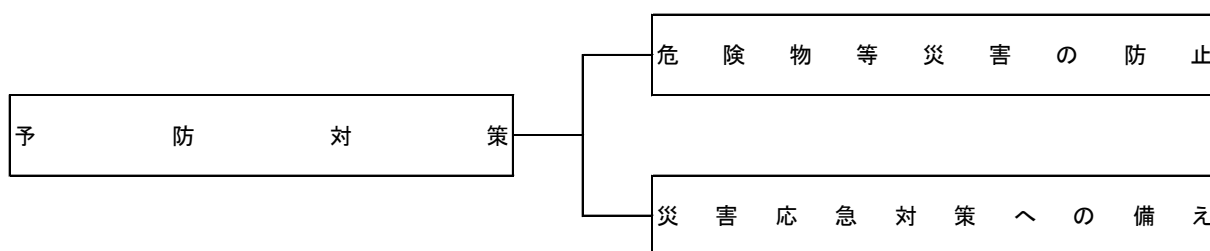
第6 復旧活動

道路管理者は、事故が発生した場合は、輸送の確保を行うため速やかに復旧活動を行う。

第4章 危険物等災害対策

石油類等の危険物、高圧ガス、火薬類、電気、毒物劇物の漏えい、流出、火災、爆発、飛散等による多数の死傷者等の発生といった大規模な危険物等災害に対し、防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策



第1 危険物等災害の防止

1 危険物の災害防止

(1) 危険物災害の防止対策の実施状況

消防本部は、消防法の規制を受ける危険物施設等の所有者、管理者等に対し、自主防災体制の確立、保安員の適正な配置及び危険物取扱従事者等に対する教育を計画的に実施するよう指導し、当該危険物施設等に対する保安の確保に努めさせるとともに、消防法の規定による立入検査を実施し、災害防止上必要な助言又は指導を行う。

(2) 危険物災害の防止対策の実施方策

危険物による災害防止のため、消防本部は、消防法に基づき、次の予防措置を講ずる。

ア 立入検査等の実施

- (ア) 危険物施設の施工中又は完成時に検査を実施する。
- (イ) 危険物の施設の定期的保安検査を実施する。
- (ウ) 危険物の運搬、移送中の事故防止を図るため、路上検査を実施する。

イ 定期的自主検査の指導

危険物施設の所有者、管理者又は占有者に対し、法の規定に基づく定期的自主検査の実施を指導する。

ウ 危険物取扱者への保安教育等の実施

危険物施設に従事している危険物取扱者に対し、取扱作業の保安に関する講習を実施する。

エ 事業所における保安教育等の実施

ウによる講習のほか、事業所が自ら予防規定を策定し、従業員に対する保安教育や、災害時の措置等を徹底させるよう指導する。

オ 消費者保安対策

セルフ式給油取扱所等、消費者が直接危険物を取り扱う場合の保安対策として、その取扱方法、注意事項等の周知徹底を図る。

第2 災害応急対策への備え

1 災害情報の収集・連絡手段の整備等

- (1) 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行なうための体制を整備する。
- (2) 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。

「第2部第2章第2節通信・広報体制（機器等）の整備」参照

2 防災組織の整備

- (1) 応急活動実施体制の整備
- (2) 防災組織相互の連携体制の整備
- (3) 広域応援体制の整備

「第2部第2章第1節防災組織の整備」参照

3 救助・救急、医療及び消火活動の整備

- (1) 救助・救急活動の整備

「第2部第2章第6節救助・救急体制の整備」参照

- (2) 医療活動の整備

「第2部第2章第9節医療体制の整備」参照

- (3) 消火活動の整備

「第2部第2章第4節消防体制の整備」参照

4 緊急輸送活動の整備

「第2部第2章第7節交通確保体制の整備」参照

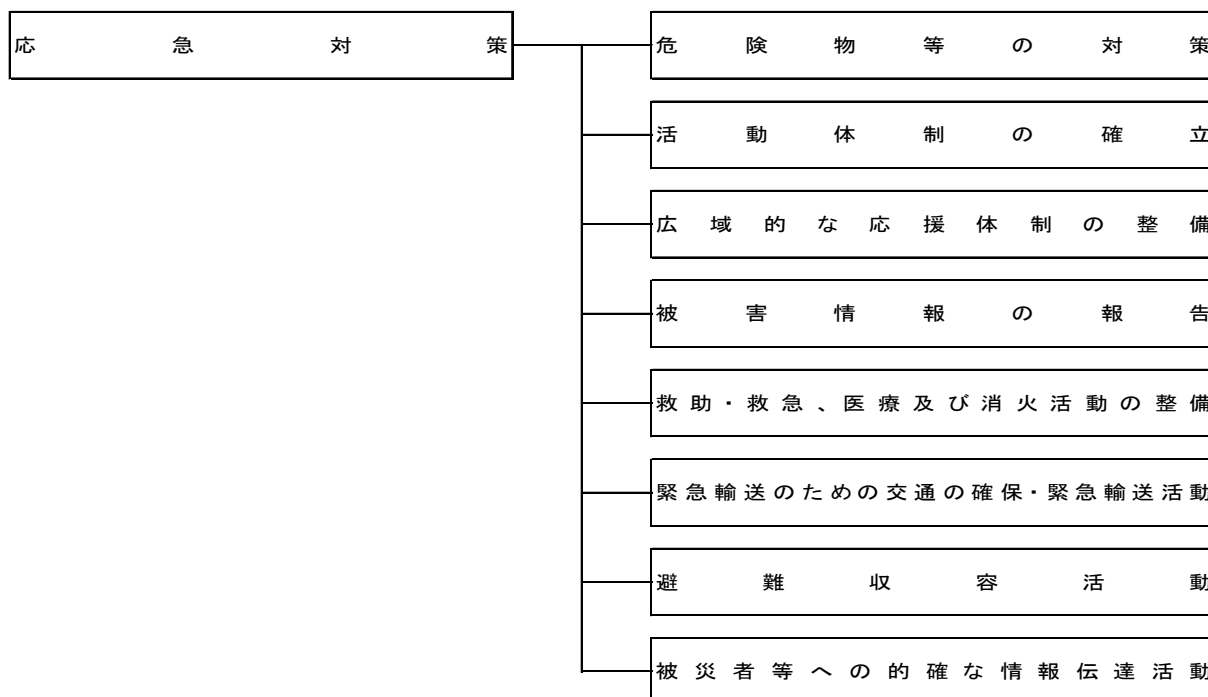
5 避難活動の整備

「第2部第2章第5節避難体制の整備」参照

6 防災訓練の実施

- (1) 事故発生時機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- (2) 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策



第1 危険物等の対策

危険物等取扱機関の管理者等は関係法令により定められた災害予防規定及び従事者に対する保安教育計画等によるほか、次により災害時における保安対策を実施する。

1 石油の保安対策

危険施設等の管理者の措置は、危険物施設の種類及び取扱い貯蔵する危険物の種類及び災害の種類規模等によって異なるが、概ね次の区分に応じて措置する。

(1) 災害が発生するおそれのある場合の措置

- ア 情報及び警報等を確実に把握する。
- イ 消防施設（ここでの消防施設とは、各種災害に対処できる全ての設備をいう）の点検整備をする。
- ウ 施設内の警戒を厳重にする。
- エ 危険物の集荷の中止、移動搬出の準備、浮上、流出、転倒の防止及び防油堤の措置をとる。

(2) 災害発生の場合の措置

- ア 消防機関及びその他の関係機関への通報
- イ (1)アを使用し災害の防除に努める。
- ウ 危険物施設等における詰替、運搬等の取扱いを禁止し、災害の拡大誘発の防止に努める。
- エ 消防機関及びその他関係機関を迅速に誘導し、災害の防除に努める。

オ 災害の拡大に伴って、付近の状況等により、避難等の処理をなし、被害を最小限度に押さえるように努める。

2 高圧ガスの保安対策

施設の管理者は、現場の消防・警察等と連絡を密にして速やかに次の措置を講ずる。

(1) 災害事故の急報及び現場措置

ア 通報

事故の当事者又は発見者等は、事故の大小にかかわらず、事故発生を最寄りの消防、警察に連絡する。連絡を受けた消防、警察は、事故現場に出動するとともに、関係先に連絡する。

イ 現場緊急措置

それぞれのガスの性質に応じた措置を行うとともに、必要に応じて次の対策を行う。

- (7) 初期消火、漏洩閉止等の作業
- (イ) 付近住民への通報
- (ウ) 二次災害防止措置（火気の使用停止、ガス容器の撤去、退避、交通制限等）
- (エ) その他必要な措置（消火、除害、医療、救護）

ウ 防災事業所

通報及び出動要請を受けた場合は直ちに現場へ出動し、消防、警察等の防災活動に対し協力助言を行う。

(2) 通報の内容

- ア 事故発生 の場所・日時
- イ 現場（通報時の実情と、とっている措置）
- ウ 被害の状況
- エ 原因となったガス名
- オ 応援の要請、その他必要事項

3 火薬類の保安対策

施設の管理者は、現場の消防、警察等と連絡を密にし、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 保管又は貯蔵中の火薬類を安全地域に移す余裕のある場合は、速やかにこれを安全な場所に移し、見張人をつけて、関係者以外の者が近づくことを禁止する。
- (2) 道路が危険であるか、又は搬送の余裕がない場合には、火薬類を付近の水槽等の水中に沈める等安全な措置を講ずる。
- (3) 搬出の余裕がない場合には、火薬庫にあっては、入口、窓等を目塗土等で完全に密閉し、木部には注水等の防火措置を講じ、かつ、必要に応じて住民に避難するよう警告する。

4 電気の保安対策

台風、火災、その他の非常災害時には支持物の倒壊、電線の断線等の事態が発生するおそれがあるので次のような措置を行い危険箇所の早期発見に努める。

- (1) 災害発生時は直ちに電気工作物の非常巡視を行い、危険箇所の早期発見に努める。

- (2) 危険箇所を発見した場合には、直ちに送電を中止するよう電気設備の施設関係者に連絡し、公衆に対する危険の標示、接近防止の措置を行う。
- (3) 出火のあった場合は、直ちに現場に急行し、現場の警察、消防関係者と緊密に連絡し、近傍電気工作物の監視を行うとともに、必要に応じ電気設備の施設者に対する送電の停止又は電気工作物の撤去等危険防止の措置を速やかに行うよう警告する。

5 毒物劇物の災害応急対策

毒物劇物取扱い施設が、災害により被害を受け、毒物劇物が飛散、漏洩又は地下に浸透し、保健衛生上危害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、速やかに次の措置を講ずる。

- (1) 施設等の管理責任者は危険防止のための応急措置を講ずるとともに、保健所、警察署及び消防署に届け出る。

第2 活動体制の確立

「第3部第1章第1節応急活動体制の確立」参照

第3 広域的な応援体制の整備

「第3部第1章第4節広域応援体制」参照

第4 被害情報の報告

市は、市内に被害が発生したときは、人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模の把握に努め、これらの被害情報を県に報告する。

第5 救助・救急、医療及び消火活動の整備

1 救助・救急活動の整備

「第3部第2章第7節救助・救急」参照

2 医療活動の整備

「第3部第2章第10節医療・助産・メンタルケア」参照

3 消火活動の整備

「第3部第2章第5節消防活動」参照

第6 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

「第3部第2章第9節緊急輸送」参照

第7 避難収容活動

1 避難誘導の実施

「第3部第2章第6節避難の勧告・指示・誘導」参照

2 避難場所

「第3部第3章第1節避難所の運営」参照

3 災害時要援護者への配慮

「第3部第2章第11節災害時要援護者への緊急支援」参照

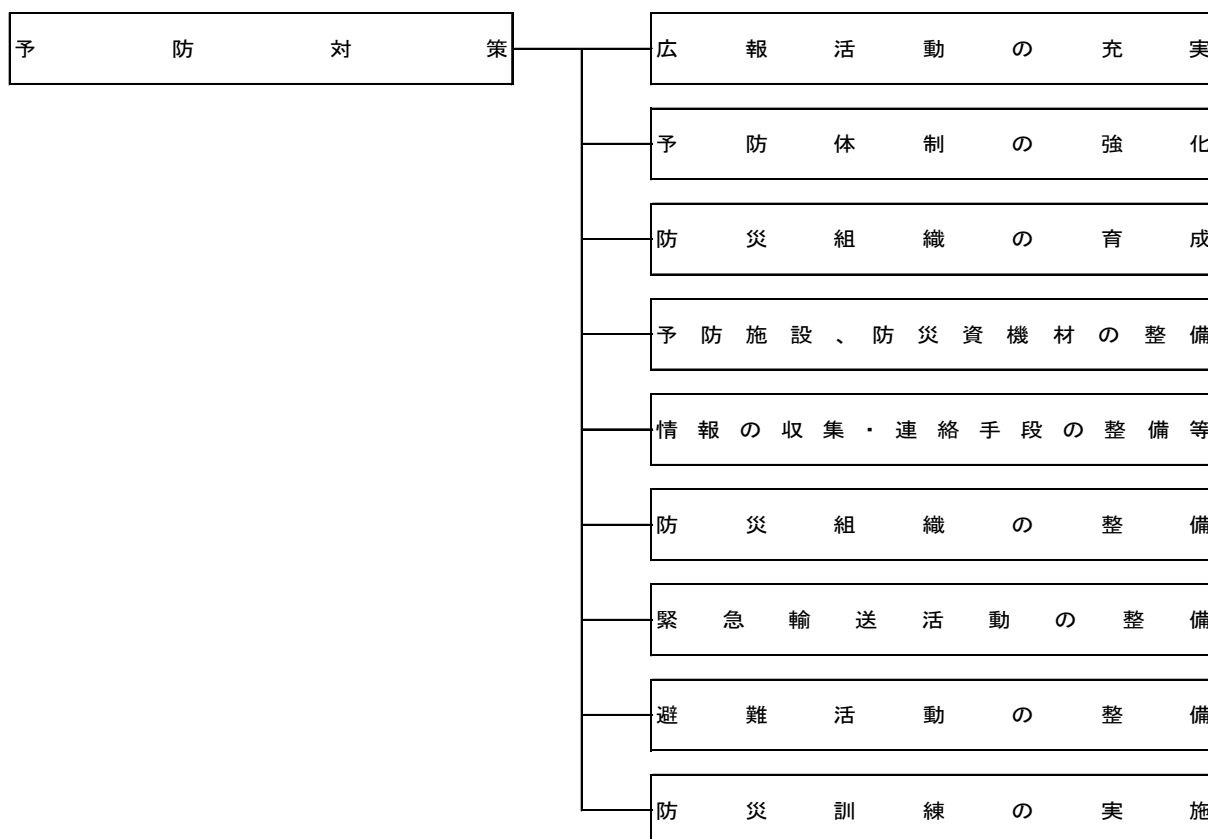
第8 被災者等への的確な情報伝達活動

「第3部第2章第3節広報」参照

第5章 林野火災対策

火災による広範囲にわたる林野の焼失等といった林野火災に対し防災関係機関がとるべき対策を定める。

第1節 予防対策



第1 広報活動の充実

消防本部及び市は、森林所有者、林業労働者、付近住民及び森林レクリエーション等の森林利用者等を対象に広報活動を実施することとし、立看板・防火標識の設置やテレビ・ラジオ等による広報等有効な手段を通じて、林野火災予防思想の普及、啓発に努める。

第2 予防体制の強化

- 1 消防本部及び市は、乾燥・強風等の気象状況に留意し、森林法に基づく火入れの規制を適切に行う。

また、気象状況等が、火災予防上危険であると認めるときは、地区住民及び入山者に対し火災に関する警報の発令及び周知等必要な措置を講じる。

- 2 森林所有者、地域の林業関係団体は、自主的な森林保全管理活動を推進するよう努める。

第3 防災組織の育成

消防本部及び市は、森林所有者による自主的な予防活動の組織を育成強化する。

第4 予防施設、防災資機材の整備

市は、林野火災用消防水利及び消防施設の整備に努める。

第5 情報の収集・連絡手段の整備等

- 1 迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡を行うための体制を整備する。
- 2 災害時における緊急連絡体制を確保するため、平常時から通信設備の整備、充実に努める。
「第2部第2章第2節通信・広報体制の整備」参照

第6 防災組織の整備

- 1 応急活動実施体制の整備
- 2 防災組織相互の連携体制の整備
- 3 広域応援体制の整備
「第2部第2章第1節防災組織の整備」参照

第7 緊急輸送活動の整備

「第2部第2章第7節交通確保体制の整備」参照

第8 避難活動の整備

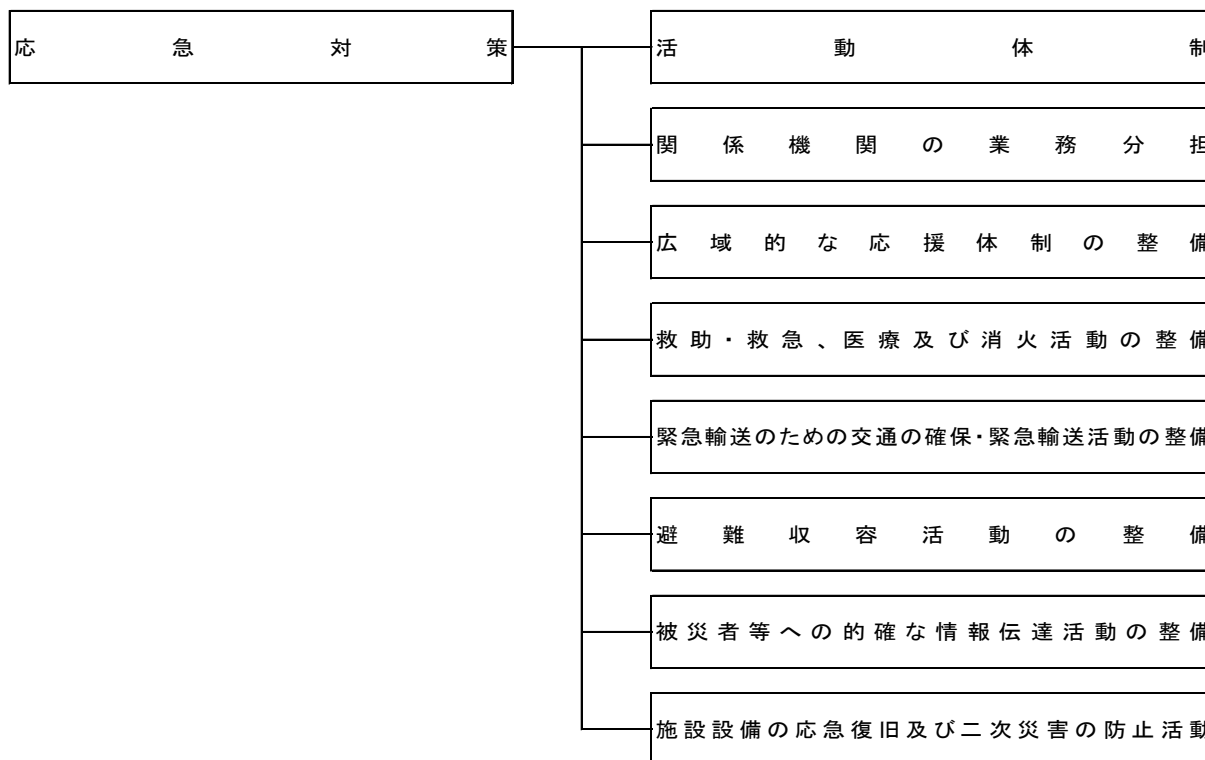
「第2部第2章第5節避難体制の整備」参照

第9 防災訓練の実施

- 1 事故発生時、機関相互の連携が的確になされるよう、防災訓練を実施する。
- 2 訓練後には評価を行い、課題等を明らかにし、必要に応じ体制等の改善を行う。

第2節 応急対策

林野火災が発生した場合、迅速かつ的確に被災者の救助や火災拡大防止措置を講ずる必要がある。関係機関は、連携を密にして、組織的に対処し、住家被害及び森林資源の消失等の軽減を図る。



第1 活動体制

1 現場指揮本部等の設置

消防本部及び市は、火災通報を受けた場合、現場指揮本部を設置し関係機関と連携して防ぎよに当たるとともに、状況把握を的確に行い、隣接市町等への応援出動要請の準備を行う。

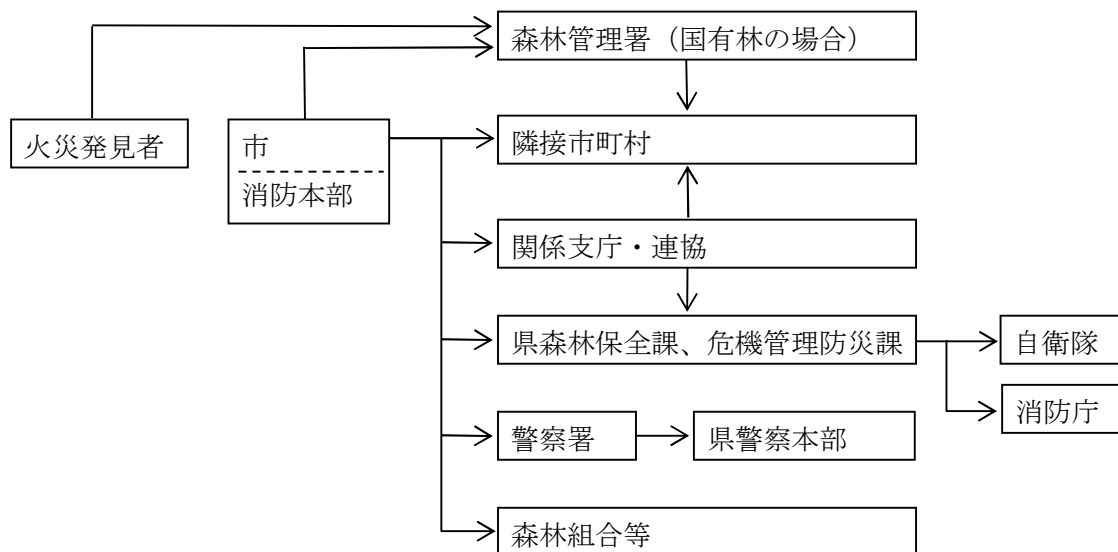
2 空中消火体制

県は、消防機関等の地上隊による消火活動が困難と判断するときは、消防・防災ヘリコプター等による空中消火体制をとる。

3 通信連絡体制

消防本部及び市は、火災を発見した者から通報を受けた場合は、速やかに、県、隣接市町、関係機関等に通報する。森林管理署、県及び市等は相互に情報交換等を行う。

図 林野火災通報連絡図



4 災害情報の収集・連絡体制の整備

「第3部第2章第2節災害情報・被害情報の収集・伝達」参照

第2 関係機関の業務分担

関係機関の業務分担は、おおむね次のとおりである。

機関名	実施事項
各森林管理署	1 国有林に係る火災対策の総括的な業務 2 国有林に係る火災の関係機関への情報伝達 3 国有林に係る火災の関係機関への協力要請 4 国有林内への立入り制限、火の使用制限等 5 国有林に係る火災関係情報の広報
消防本部	1 火災対策の総括的な業務 2 救難及び捜索、消火・延焼防止作業 3 関係機関への情報伝達 4 関係機関への協力要請 5 立入り制限、火の使用制限等 6 火災関係情報の広報 7 避難所の設置及び運営 8 広域応援
第十管区海上保安本部	1 被害規模に関する総括的な情報等の連絡 2 救護班の緊急輸送
自衛隊	1 災害状況等情報の収集、通報 2 救難及び捜索、消火・延焼防止作業

機関名	実施事項
	3 防災資機材の輸送 4 防災資機材の海上輸送 5 付近住民の避難に必要な支援
鹿児島県	1 関係市町村に対する情報の伝達及び応急対策上必要な指示 2 消防・防災ヘリコプターによる空中消火、避難誘導等 3 応援要請 4 被害状況の取りまとめ
鹿児島県警察本部	1 警備活動 2 災害状況等情報の収集 3 救出救助活動 4 立入禁止区域の設定等
鹿児島県医師会	1 負傷者の収容並びに手当

第3 広域的な応援体制の整備

「第3部第1章第4節広域応援体制」参照

第4 救助・救急、医療及び消火活動の整備

1 救助・救急活動の整備

「第3部第2章第7節救助・救急」参照

2 医療活動の整備

「第3部第2章第10節医療・助産・メンタルケア」参照

3 消火活動の整備

「第3部第2章第5節消防活動」参照

第5 緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動の整備

「第3部第2章第9節緊急輸送」参照

第6 避難収容活動の整備

1 避難誘導の実施

「第3部第2章第6節避難の勧告・指示、誘導」参照

2 避難場所

「第3部第3章第1節避難所の運営」参照

3 災害時要援護者への配慮

「第3部第2章第11節災害時要援護者への緊急支援」参照

第7 被災者等への的確な情報伝達活動の整備

「第3部第2章第3節広報」参照

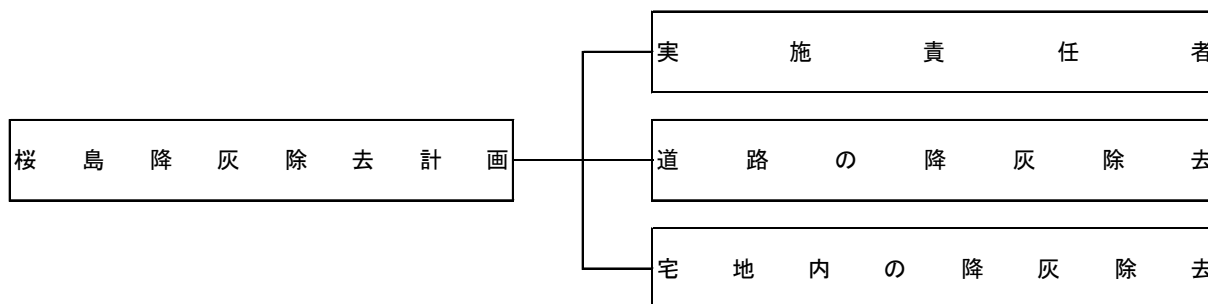
第8 施設設備の応急復旧及び二次災害の防止活動

- 1 市、県及び関係機関は、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施し、ライフライン及び公共施設の応急復旧を速やかに行う。
- 2 市、県及び関係機関は、林野火災により荒廃した地域の下流域において、降雨等による土砂災害など二次災害の危険性について点検を実施するとともに、緊急性の高い箇所については、応急対策を行う。

第6章 火山災害対策

桜島が噴火した場合、本市においては、火山の爆発による降灰災害が想定されるため、降灰災害に対し、防災関係機関及び市民がとるべき対策を定める。

第1節 桜島降灰除去計画



第1 実施責任者

火山の爆発に伴う降灰の除去、障害の軽減については、それぞれの施設を管理するものが行う。この場合において市民は、降灰除去の迅速化に寄与するよう協力する。

第2 道路の降灰除去

1 主要道路の降灰除去

主要道路の降灰除去は、国道指定区間については国が、その他の国道及び県道については県が、市道については市が行う。

ただし、異常降灰時（降灰量が概ね 500 g/m^2 を越え目視により路面の外側線等が判明できない程度の場合）における降灰除去については、関係機関相互の情報を交換し、その円滑化及び効率化に努める。

2 その他の道路

主要道路以外の道路に係わる降灰除去は、市、住民が相互に情報を交換し、降灰除去の迅速化、円滑化に努める。

第3 宅地内の降灰除去

1 宅地内の降灰除去

宅地内の降灰については住民自らその除去につとめる。

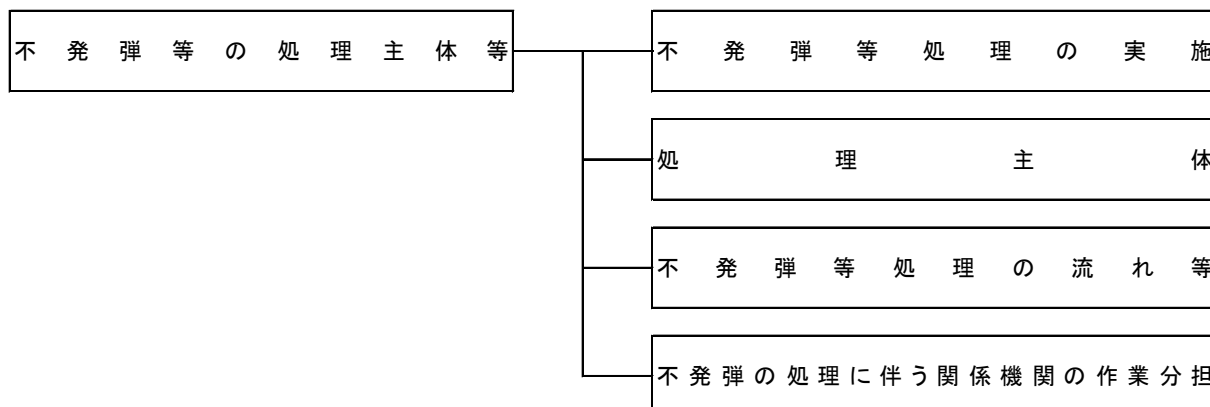
2 自主防災組織の活用

市は、宅地内の降灰除去の効率化、円滑化のため自治会等の自主防災組織の活用を図り、地域ぐるみの降灰除去が推進されるよう努める。

第7章 不発弾等処理対策

関係者の証言や記録等の調査により、不発弾の埋没が予想される場所を掘削する等、具体的な工事等が予定される場合、また、工事等により爆発のおそれのある不発弾が発見された場合の対応について、必要な事項を定める。

第1節 不発弾等の処理主体等



第1 不発弾等処理の実施

本対策は、自衛隊法、関係4省庁通達「陸上において発見された不発弾等の処理について」（昭和33年7月4日付防衛庁防一第32号、警察庁乙保第12号、自乙行第5号、昭33年経第1443号）、総理府総務副長官通知「不発弾等処理交付金交付要綱等について」（総管第524号の2、昭和48年10月30日）、内閣総理大臣官房管理室「不発弾等処理交付金に関する手引き」（昭和57年12月）等に基づき実施するものとする。

第2 処理主体

市街地等で発見された不発弾等の処理は、第一次的な処理主体として地方自治体及び県警察が基本的責任を有し、また、第二次的な処理主体として陸上自衛隊が補助的責任を有し、これらの関係機関が協力して対処することとなる。

○地方自治体＝地方自治法に基づき、地方公共の秩序を維持し、住民の安全を保持する事務を処理する。

○県警察＝警察法に基づき個人の生命、身体、財産の保護に任じ、公共の安全と秩序の維持に当たる責務を有する。

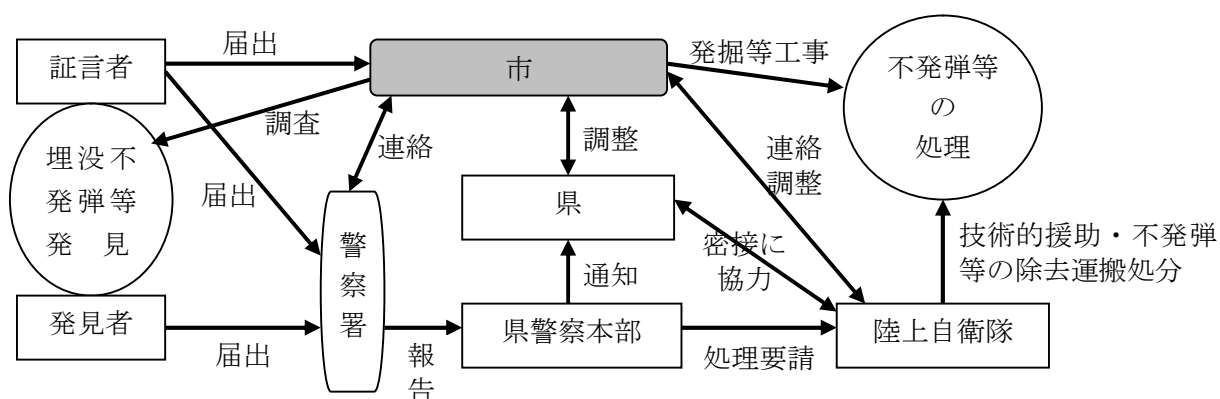
○陸上自衛隊＝自衛隊法附則第14項に基づき、特殊性、高度の専門性を有する不発弾等の処理作業を実施する能力を有する陸上自衛隊が補助的責任を有する。

※自衛隊施設内での不発弾等の処理

不発弾等が自衛隊施設内で発見され、周辺住民の避難が必要な場合における当該不発弾の処理については、処理主体は第一次的には当該施設の管理者となり、地方自治体、陸上自衛隊等の関係機関が二次的な処理主体となる。

このことから、第1節第4の関係機関の作業分担中、市は「住民の安全に関する事項」を担当する。

第3 不発弾等処理の流れ等

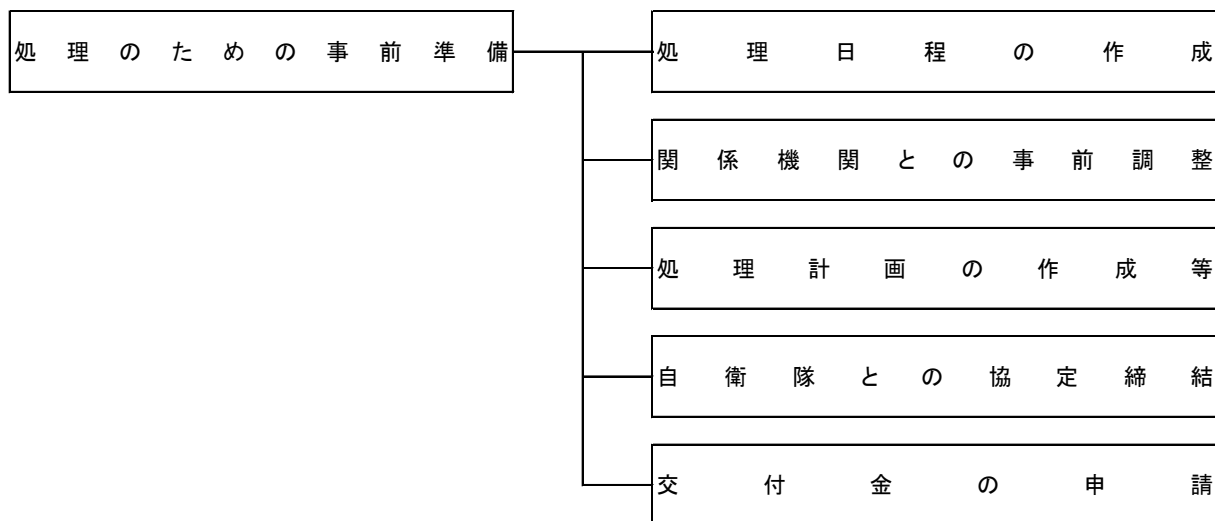


第4 不発弾の処理に伴う関係機関の作業分担

作業区分		担当	経費負担
工作物の移転復元の折衝及び設計等		市	市
発掘工事（業者委託又は直営施行）		市	市
住民の安全に関する事項	住民避難	市	市
	避難区域内の警戒	市、警察署	市、警察署
	交通規制	警察署、道路管理者	警察署、道路管理者
技術的援助及び爆発の危険が伴う発掘並びに処分（信管除去、運搬及び処分）		陸上自衛隊	陸上自衛隊

第2節 処理のための事前準備

不発弾の処理日までの対応に関しては、概ね次のとおりとする。



第1 処理日程の作成

処理日程の作成については、おおむね図1を基本とする。

第2 関係機関との事前調整

不発弾等の処理の実施にあたっては、自衛隊、市、警察署、消防署等の関係機関による事前対策会議を開催し、処理内容について調整する。

事前調整事項	1 不発弾等処理日時
	2 避難半径
	3 避難場所
	4 避難世帯及び避難人員
	5 避難開始時刻及び完了時刻
	6 交通規制時間
	7 現地対策本部設置場所
	8 救急活動
	9 広報活動

第3 処理計画の作成等

関係各課及び関係機関は、事務分掌に応じて次による処理計画を作成する。

処理計画項目	1 工事計画 2 処理に伴う構造物の移転計画 3 交通規制計画 4 広報計画 5 警備計画 6 警戒区域設定と避難計画 7 救急・救護計画 8 処理日までの保安計画 9 その他必要な各機関別の行動計画
--------	--

第4 自衛隊との協定締結

不発弾の処理に係る業務について事前に確認するため、概ね次の内容に基づく協定を市と自衛隊との間で締結する。

協定の内容	1 市が講ずる措置（住民の安全対策等） 2 自衛隊の処理部隊が講ずる措置（信管除去及び運搬等） 3 不発弾等の処理日の決定要領 4 その他処理に際して必要な事項
-------	---

第5 交付金の申請

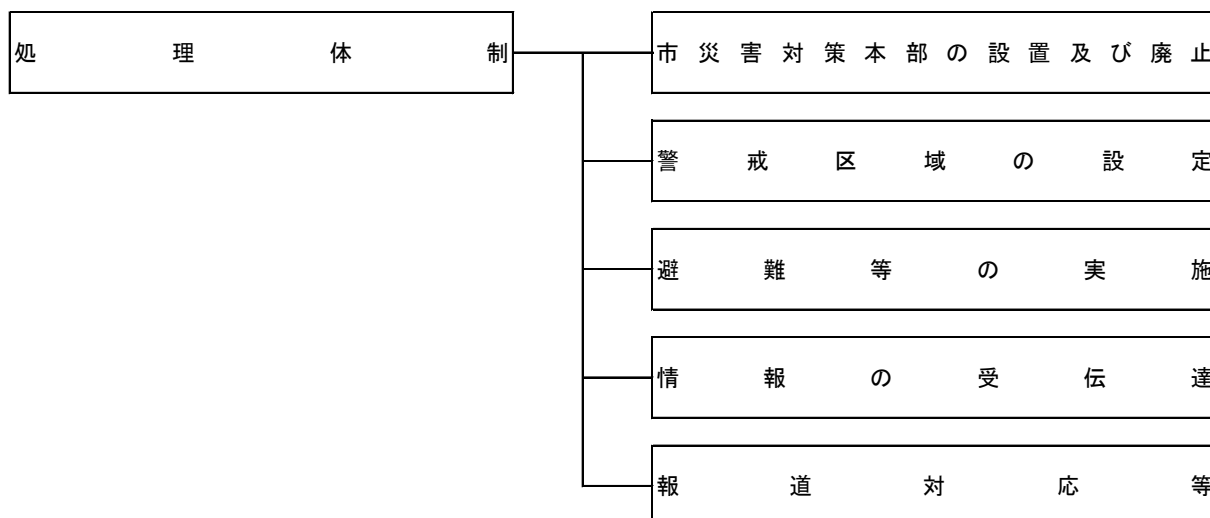
市は、「不発弾等交付金交付要綱」に基づき、県を通じて内閣府に交付申請を行う。

（処理費が200万円以上の工事が交付の対象となる）

※交付金交付対象経費

- 1 不発弾等探査費
- 2 工事費及び附帯工事費
- 3 測量及び試験費
- 4 用地損料及び補修費
- 5 工事雑費

第3節 処理体制



第1 市災害対策本部の設置及び廃止

- 1 不発弾処理に伴う住民対応をはじめとする諸活動を円滑に実施するため、災害対策本部を設置する。
- 2 災害対策本部は処理当日に設置する。なお、現地において対策が必要な場合には、現地対策本部を設置する。災害対策本部及び現地対策本部は、自衛隊による不発弾の信管処理が無事終了し、安全が確認されたときに廃止する。
- 3 災害対策本部の組織及び主な事務分掌については図2のとおり。

第2 警戒区域の設定

市長は不発弾処理に伴い、住民等の生命と安全を確保するため、災害対策基本法第63条に基づく「警戒区域」を設定し、すべての住民及び車両等の退去と立入を禁止する。

第3 避難等の実施

災害対策本部長は、事前に作成した避難計画に基づき、次により住民等を避難させる。

実施項目	1 避難誘導班の配置 2 住民等に対する避難広報の実施 3 避難所の開設と運営
------	---

第4 情報の受伝達

本部長は、必要な情報の収集に努めるとともに、関係する場所へこれらの情報を伝達する。

受伝達事項	1 不発弾の信管処理の進行状況 2 避難所における避難者の状況 3 交通機関停止及び道路交通規制等の状況 4 その他の必要な情報
-------	--

第5 報道対応等

本部長は、取材報道機関に対し、随時状況を説明する。

第4節 海上で不発魚雷等が発見された場合の対応

海上における機雷その他の火薬類の除去及び処理については、自衛隊法第84条の2に基づき、海上自衛隊が行うことと定められているが、処理に伴う危険区域の範囲が陸上に及ぶため避難が必要である場合は、本地域防災計画を準用する。

◇自衛隊法

(機雷等の除去)

第84条の2 海上自衛隊は、防衛大臣の命を受け、海上における機雷その他の爆発性の危険物の除去及びこれらの処理を行うものとする。

図1 不発弾等処理の標準的な日程

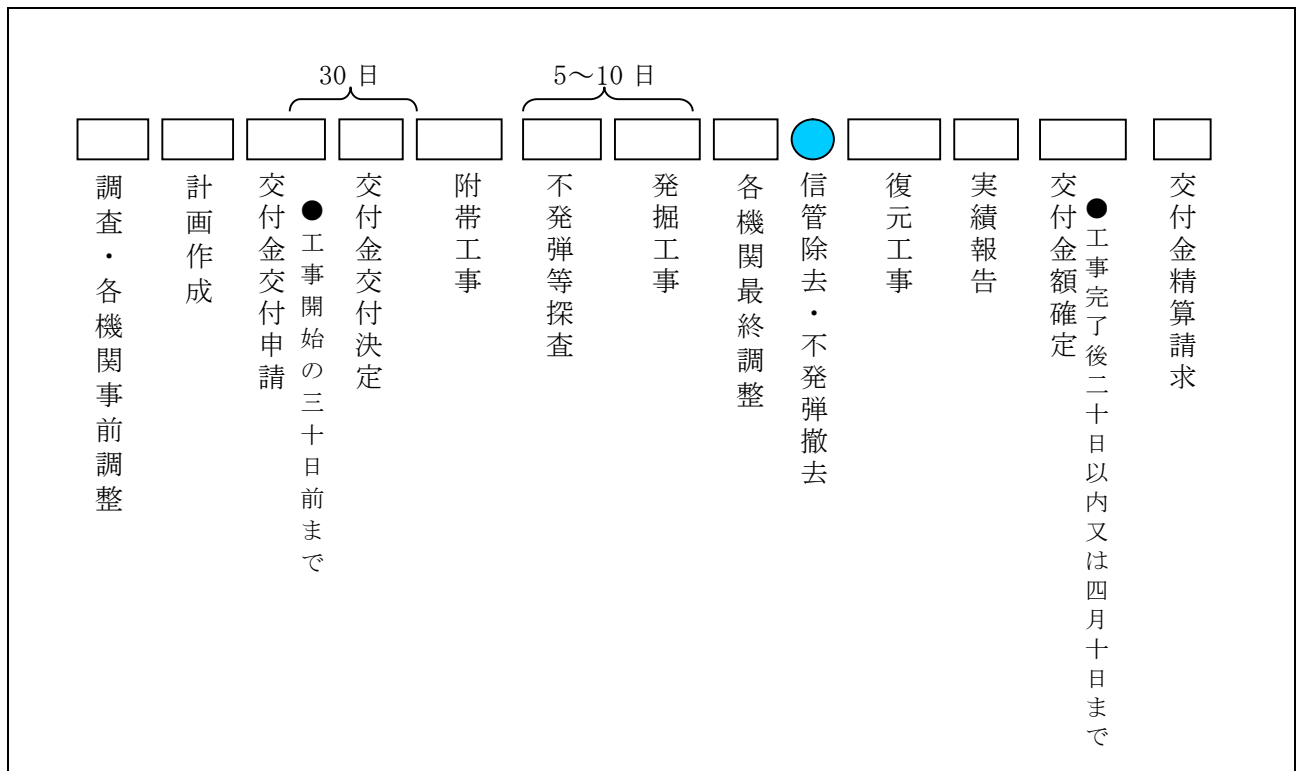


図2 不発弾処理に伴う災害対策本部の組織及び主な事務分掌

